

令和元年度第1回学長選考会議会議録

日 時 令和元年5月13日（月）13時00分～15時05分
場 所 滋賀大学本部管理棟中会議室
出席者 井上理砂子委員、塩田浩平委員（議長）、関 順一郎委員、廣川能嗣委員、
杉江淑子委員、田中英明委員、竹村彰通委員、宇佐見隆之委員
陪席者 上田総務課長、村木総務課副課長

議事に先立ち

議長から、総務課長に定足数に関する報告及び配付資料の確認が依頼された。

会議録確認

前回会議録については既に確認が行われ、異議なく承認された。

議題

1. 今後の学長選考日程について

(1) 学長選考日程

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、資料1-1に基づき、説明があった。このスケジュールには記載していないが、平成30年度に係る学長の業務執行状況の確認を行う必要があり、本日確認スケジュールを検討いただきたい旨の発言があった。続いて、資料1-2に基づき、学長選考会議と学長選考運営委員会との役割分担と学長選考の流れについて説明があり、規程改正により、学長候補者の公表の主体が、学長選考運営委員会から学長選考会議に移っており、学長候補者推薦受付終了後、学長候補者の公表までの間に学長選考会議が開催されないため、学長候補者の確認・公表については、対応策を考える必要がある旨の発言があった。

これを受け、意見交換が行われ、学長選考会議を7月下旬に追加開催し、平成30年度に係る学長の業務執行状況の確認を行うこととした。また、学長候補者の確認・公表については、第2回の学長選考運営委員会において、氏名及び書類の確認のうえ学長選考会議へ報告し、学長選考会議は、議長が一任を受け確認のうえ、公表することとした。

9月26日開催の経営協議会以降に、学長候補者が所信表明書を作成する期間を設けるため、学長候補者推薦受付期間を1週間程度遅らせるとともに、第2回学長選考運営委員会の日程、投票資格者名簿、学長候補者氏名、候補者情報の公表を1週間程度遅らせることとした。

これらを踏まえた学長選考日程案について、6月10日開催の第2回学長選考会議において、継続審議することとした。

(2) 学長選考運営委員会委員の選出方法

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、前回学長選考における学長選考運営委員の選出方法、及び前回学長選考以降のデータサイエンス学部及び学系の新設などによる規程の変更点について説明があった。また、学長選考規程第8条第2項第1号において、「教員6名（国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程第2条第1項第4号から第7号までの評議員のうちから2名を含む。）」となっており、学部長が学長選考運営委員会委員の対象となっていることについては、本日の議題4において、規程改正を検討したい旨の発言があった。

これを受け、意見交換が行われ、6名の教員については、大津キャンパスから3名、彦根キャンパスから3名の推薦を依頼することとし、そのうち、評議員については大津キャンパスから1名、彦根キャンパスから1名の推薦を依頼することを決定した。彦根キャンパスの教員の内訳は、経済学系長とデータサイエンス学系長が協議して決めることとした。

6月10日の第2回学長選考会議において、学長選考運営委員会を設置するので、各学系長は、6月3日までに総務課まで運営委員を報告することになった。なお、事務職員については、

教育学部事務長及び経済学部・データサイエンス学部共通事務室事務長に依頼することとした。

(3) 学外への情報提供

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、資料1-3に基づき、学外へ提供する必要がある情報及び提供方法について説明があった。また、学外に公表する「学長選考基準」について、今回、見直しを行うかを検討いただきたい旨の発言があった。

これを受け、意見交換が行われ、「学長選考基準」について変更しないこととし、ホームページで公表することとした。

2. 審議機関候補者推薦依頼について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、資料2-1、2-2に基づき、規程改正により、今回の選考より学長選考会議から候補者を推薦せず、経営協議会、教育研究評議会及び10名以上の投票資格者から候補者の推薦が行われる旨の説明があり、学長選考会議から経営協議会及び教育研究評議会に対する学長候補者の推薦依頼文書を作成したので、検討いただきたい旨の発言があった。

これを受け、意見交換が行われ、経営協議会、教育研究評議会への推薦依頼方法については、6月10日開催の第2回学長選考会議において継続審議することとした。

3. 所信表明及び立会演説会について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、資料3-1、3-2に基づき、所信表明及び立会演説会の運営方法について、学長選考会議から学長選考運営委員会への依頼文書及び取扱要項の改正案について説明があった。

これを受け、意見交換が行われ、6月10日開催の第2回学長選考会議において継続審議することとした。

また、学長選考規程様式第5「所信表明書」に記載する事項については、A4用紙、2枚以内で、『「国立大学法人滋賀大学学長選考基準」を踏まえて記載すること』とし、6月10日開催の第2回学長選考会議において、学長選考規程様式第5の改正案について審議することとした。

4. 国立大学法人滋賀大学学長選考規程及び国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則の一部改正（案）について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から資料4-1及び4-2に基づき、候補者1名の場合に実施する投票の規定の整備、教育研究評議会から選出する選考運営委員会委員に関する規定の整備、教員組織の再編に伴う規定の整備を行うことについて説明があった。

これを受け、意見交換が行われ、学長選考会議規程の改正案を一部見直し、6月10日開催の第2回学長選考会議において継続審議することとした。

5. 学長選考についての申し合わせ事項について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から資料5に基づき、説明があり、意見交換が行われ、平成21年10月22日に行った、「学長選考についての申し合わせ」を廃止する申し合わせを行った。

6. 学長選考公示案について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から資料6に基づき、前回公示からの変更点について説明があった。

これを受け、意見交換が行われ、本日議論した学長選考日程を踏まえ、学長候補者推薦受付期間、学長候補者氏名等の公表日等を見直すとともに、推薦方法、立会演説会、最終候補

者の選考方法等を追記するなど、公示案を一部見直したうえで、6月10日開催の第2回学長選考会議において継続審議することとした。

7. その他

議長から、意向聴取の際の公報方法等について、事務からの説明が依頼され、総務課長から資料7に基づき、前回の公報文書及び公報方法について説明があった。

これを受け、意見交換が行われ、学長選考会議としては、常識の範囲内での公報を認めることとし、公報に関する事務については、学長選考運営委員会に委嘱することとした。

[配付資料]

令和元年度滋賀大学学長選考日程（案）	（資料1-1）
学長選考の流れ	（資料1-2）
学長選考の基準、結果等の公表について	（資料1-3）
滋賀大学歴代学長一覧	（資料2-1）
審議機関への推薦依頼案	（資料2-2）
所信表明及び立会演説会の運営について	（資料3-1）
学長選考における所信表明及び立会演説会の取扱要項	（資料3-2）
国立大学法人滋賀大学学長選考規程の一部改正（新旧対照表）（案）	（資料4-1）
国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則の一部改正（新旧対照表）（案）	（資料4-2）
学長選考についての申し合わせ事項（案）	（資料5）
公示（案）	（資料6）
前回公報	（資料7）

国立大学法人法（抜粋）	（参考資料1）
国立大学法人滋賀大学学長選考会議規程	（参考資料2）
国立大学法人滋賀大学学長選考規程	（参考資料3）
国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則	（参考資料4）
国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程	（参考資料5）